

2020年4月28日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

ご融資完済後の債権証書のお取扱いについて

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、個人向けローンの契約終了後における債権証書について、下記のお取扱いとさせていただきますので、お知らせします。

記

1. 完済後債権証書の取扱い

(1) 個人向けローン（無担保）（※1）、カードローン

- ① お客さまのお申出がない限り、債権証書等の返却は行わない取扱いとさせていただきます。
- ② ご返却のお申出がない場合は債権証書等を当行において完済後 5 年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄処分させていただきます。
- ③ 完済後の債権証書の返却をご希望されるお客さまにつきましては、お手数ですが事務部事務集中課（融資事務担当チーム）またはお取扱い営業店までお申出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 個人向けローン（有担保）（※2）

- ① 抵当権の解除登記等が必要となる債権証書等については、お客さまへ郵送にて返却致します。

※1：マイカーローン、教育ローン、フリーローン等

※2：住宅ローン等

2. 取扱開始日

2020年7月1日（水）

3. 対象店

全営業店

以上

本件に関するお問い合わせ先

融資部融資統括課

(022-225-8306) 担当 佐藤

事務部事務集中課（融資事務担当チーム）(022-225-8567) 担当 梅本

